

令和8・9・10・11年度 (2026・2027・2028・2029年度) 小規模修繕等契約希望者 登録申請要領

★ホームページ掲載場所：枚方市ホームページ＞総合情報＞産業・しごと＞入札・契約情報＞
契約検査課ホームページ＞小規模修繕等契約希望者登録制度

《問合せ、登録受付先》

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市 総務部 契約検査課
TEL：072(841)1345 FAX：072(841)2015
E-mail：keiyaku-syuzen@city.hirakata.osaka.jp

令和8・9・10・11年度（2026・2027・2028・2029年度） 枚方市小規模修繕等契約希望者登録の申請をされる方へ

1. 小規模修繕等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、枚方市契約規則に基づく資格審査（いわゆる入札参加有資格者登録）を受けていない方で、「小額で内容が軽易な工事」の受注・施工を希望する方を登録し、市が発注する小規模な修繕等において積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- (2) 小規模修繕等の範囲は、市が発注する、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易である修繕その他の工事で、**1件の金額が50万円（税込）未満のもの**です。
- (3) 原則として複数の業者での見積合せにより、最低価格を提示した方と契約することになります。**見積りは無償**となります。見積合せに指名された場合は、速やかに見積りを提出してください。また、見積合せに指名されても、都合により辞退することは自由です。ただし、必ず発注課まで連絡してください。
- (4) 受注が決定した場合は速やかに着工し、施工は枚方市契約規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。また、施工に伴い第三者に損害を及ぼした時は、業者がその損害を賠償しなければなりません。
- (5) **いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種（最大2業種）で登録してください。**

2. 登録できる方・できない方

（登録できる方）

建設業を営んでいる方で、枚方市内に住所及び主たる事業所を有する個人事業者又は枚方市内に主たる事業所を有する法人です。建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いませんが、次に該当する方は除かれます。

（登録できない方）

次の各号のいずれかに該当する方は、登録することはできません。

- (1) 個人事業者にあつては、枚方市内に住所を有しない方
- (2) 主たる事業所が枚方市内に所在しない方
- (3) 有資格者、有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人事業者の使用人
※「有資格者」とは、本市の有資格者名簿に登録されている方であり、建設工事だけではなく、物品の納入・修理等、建設コンサルタント等及びその他委託も含まれます。
- (4) 登録を希望する業種に係る小規模修繕等を行うに当たり必要な資格、免許等を有していない方

※例：電気工事士、消防設備士など

(資格、免許等が不要な修繕等のみの履行を希望する場合は不要です。)

- (5) 天災その他やむを得ない事由がある場合を除き、市税を滞納している方
- (6) 暴力団排除措置の要件に該当する方
- (7) 暴力団員又は暴力団密接関係者でないことの誓約がない方 ((6)に掲げる方を除く。)

※枚方市では、「枚方市暴力団排除条例」が平成25年4月1日から施行されています。この条例第8条第2項により枚方市では市の契約相手方及び下請負人等に対し、暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約を求めています。このことから、枚方市小規模修繕等契約希望者に対し、登録申請に当たって誓約を求めるものです。(※誓約事項等の内容は、登録フォームに記載のとおり。)

※「暴力団密接関係者」とは、枚方市暴力団排除条例施行規則第3条に定める者をいいます。

- (8) その他市長が小規模修繕等の契約の相手方として不相当と認める方

3. 登録申請の方法

申請は、枚方市ホームページの登録フォームに必要事項を入力の上、一部の書類をメール又は郵送（データ化ができない場合のみ）で提出する方法とします。登録フォームへの入力だけでは、申請を受付できませんのでご注意ください。

(枚方市ホームページに登録フォーム入力マニュアルを掲載しています。)

【登録フォーム掲載場所】

枚方市ホームページ>総合情報>産業・しごと>入札・契約情報>契約検査課ホームページ>小規模修繕等契約希望者登録制度

ホームページに掲載している申請書等をダウンロードしてご利用ください。

なお、申請書等の持参による受付は行いません。

(1) 申請方法について

【手順①事前準備】

1) 提出書類をご準備ください。(必要書類は(2)提出書類一覧表を参照)

2) 登録フォームで添付する提出書類をスキャナ・複合機等でデータ化してください。

→手順②にて、データ化した提出書類を登録フォームに添付します。

※提出書類のデータ化が難しい場合は、紙書類での郵送可。

※マイナンバーの記載がある場合は、黒塗りするなどしてマイナンバーがわからないようにしてください。

【手順②登録フォームへの入力】

1) 枚方市ホームページの登録フォームに必要事項を入力し、手順①でデータ化した書類データを添付してください。

一度回答を送信したデータの修正は、業者様ではできません。やむを得ず修正が必要な場合は契約検査課にご連絡ください。



【手順③書類の提出】

- 1) 登録フォームの送信完了画面に表示される「受付番号」を様式1に記載してください。
- 2) 様式1は、下記送付先にメールで送信してください。
- 3) 手順①でデータ化が難しい提出書類は、郵送してください。

※持参による受付は行いません。

【送付先】 keiyaku-syuzen@city.hirakata.osaka.jp

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市役所 総務部 契約検査課 工事・検査係 宛

※メールの件名には「【申請者の商号又は名称】枚方市小規模修繕等契約希望者登録申請書類」と必ず記載してください。

郵送の場合、封筒には「枚方市小規模修繕等契約希望者登録申請書類在中」と必ず明記してください。

※一斉登録受付において、郵送提出分については、一斉登録受付期間の末日までの消印有効（料金後納郵便不可（消印がないため））

※必要書類がすべてそろわない場合は、申請を受付できません。

【手順④審査結果の確認】 審査

1) 小規模修繕等契約希望者登録申請の結果については、令和8年2月27日（金）から枚方市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

【掲載場所】枚方市ホームページ>総合情報>産業・しごと>入札・契約情報>登録業者情報>小規模修繕等登録希望者登録名簿

※契約検査課から「登録通知」メール及び「登録通知書」は送付いたしません。

(2) 提出書類一覧表

○：申請者全員必須 △：該当者のみ

	書類名称	様式等	申請方法	
			登録フォーム	メール
①	提出書類一覧表(チェックシート)	様式1		○
②	【個人事業者の場合】 個人事業の開業・廃業等届出書	写し	○	
③	【法人の場合】 登記事項証明書(履歴事項証明書)	写し	○	
④	資格、免許等を証する書類(必要な場合のみ)	写し	△	
⑤	滞納無証明書	写し	○	

(3) 提出書類作成上の注意事項 ※記入例を参考に作成してください。

①【様式1】提出書類一覧表(チェックシート) メールで送信

- ・登録フォームの送信完了後、「受付番号」が表示されますので、本様式に受付番号を必ず記載してください。
- ・必要事項を記入し、提出書類を確認の上、メールにて送信してください。

②個人事業の開業・廃業等届出書の写し 登録フォームで提出

- ・個人事業者のみ提出してください。
- ・開業時に税務署へ届出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の控えの写しを提出してください。

③登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し 登録フォームで提出

- ・法人のみ提出してください。
- ・受付日（契約検査課へ書類が到着する日）以前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

④資格、免許等を証する書類の写し 登録フォームで提出

- ・登録フォームで資格の有無について、「はい」と回答された方は、その資格を証する書類の写しを提出してください。
- ・水道及び下水道の指定については、書類の提出は不要です。

⑤滞納無証明書の写し 登録フォームで提出

- ・個人事業者の場合は、代表者名のものを提出してください。
- ・法人の場合は、法人名のものを提出してください。
- ・受付日（契約検査課へ書類が到着する日）以前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ・滞納無証明書は、市役所本館1階証明発行コーナー及び各支所で交付しています。

4. 登録の受付及び有効期間

《一斉登録受付》

受付期間：令和7年（2025年）10月1日（水）から同月31日（金）まで

※上記期間を過ぎた登録フォームへの入力及び郵送書類の受付はできません。

※一斉更新申請受付から登録までの期間は、随時登録の受付は行いません。

有効期間：令和8年（2026年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで

《令和8年4月1日以降》

受付期間：随時

有効期間：審査完了から令和12年（2030年）3月31日まで

※小規模修繕等契約希望者登録名簿に登録されても指名や契約を約束するものではありません。

5. 名簿の活用及び公表

小規模修繕等契約希望者登録名簿は庁内に公開し、小規模修繕等の業者選定に活用されます。また、契約制度の透明性確保のため、登録された内容のうち、商号又は名称、代表者氏名、登録業種については、閲覧等一般にも公表します。

6. 登録事項の変更等

登録名簿に登録された後で、登録事項に変更があった時、入札参加有資格者名簿に登録された時又は事業を廃止した時には、小規模修繕等契約希望者登録事項変更届・廃止届を速やかに提出してください。

7. 登録の取消し等

- (1) 登録名簿に登載されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことがありますので、ご注意ください。
- ① 2. の（登録できない方）に該当するようになった場合
 - ② 倒産又は破産した場合
 - ③ 偽りその他不正な手段により登録を受けた場合
- (2) 登録名簿に登載されている方が、次のいずれかに該当する行為があった場合は、当該各号に定める期間、見積依頼の対象外となることがあります。
- ① 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱別表に掲げる入札参加停止及び指名停止事由に該当する行為 同表に定める期間
 - ② 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当する行為 同表に定める期間
- (3) 小規模修繕等の契約の締結後に (2) ②に該当する場合は、当該契約を解除することができます。

8. 契約について

小規模修繕等契約については、契約書及び請書を省略することがあります。

なお、契約締結後（発注後）の辞退はできませんのでご注意ください。

現場の施工管理は、必ず代表者又は直接的かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

9. 請負代金の支払

施工完了後の検査に合格後（手直しがあつた場合はその完了後）、請求に基づき支払います。
※前払金や部分払金の請求はできません。

小規模修繕等の種類及び例示

No.	業種	修繕等の例示
1	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
2	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事
3	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、土工事、コンクリート工事、外構工事
4	石工事	石積み工事
5	屋根工事	屋根ふき工事、雨樋工事
6	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事、電気通信工事、放送機械設備工事
7	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、排水管高圧洗浄
8	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、レンガ積み工事、タイル張り工事
9	鋼構造物工事	鉄骨工事、屋外広告工事
10	鉄筋工事	鉄筋加工組立工事
11	舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事
12	板金工事	板金加工取付け工事
13	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
14	塗装工事	塗装工事、路面標示工事
15	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事
16	内装仕上工事	天井仕上げ工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事
17	機械器具設置工事	機械器具設置工事
18	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事
19	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、シャッター取付け工事、木製建具取付け工事、鍵工事
20	消防設備工事	消火設備工事、火災報知設備工事
21	その他の工事	上記にあてはまらない工事